根拠なき「サービス拡充」

「大阪都構想」　江原政策部長解説

医療・福祉・教育 切り捨てた維新

維新は「大阪都構想」で住民サービスは拡充すると説明していますが、維新府政・市政が〝やってきたこと〟を検証すると、にわかに信用できません。

維新府政は2008年の発足直後から「財政再建」を名目にした住民サービスの切り捨て「改革」を繰り広げました。救命救急センターへの補助金廃止、特養ホームの建設補助金削減、学校警備員の補助廃止など、枚挙に暇がありません。

市政では、敬老パスの有料化をはじめ、下水道料金の減免措置の削減、健診事業の縮小など、医療・福祉・教育分野を狙い撃ちにした弱者いじめの「改革」を強行。「二重行政」を口実に、市立住吉市民病院の廃止や感染症対策を担う環境科学研究所の統廃合など、市民生活に欠かせない大切な施設が切り捨てられたのです。府民・市民の生活は後回しにされてきました。

「都構想」では住民サービスを拡充すると言われても、とても鵜呑みにできません。実際、財政シミュレーションには子育て支援活動や老人福祉センター、市民プールの大幅な削減が盛り込まれています。4つの特別区にバラバラにされてしまえば、区の独自財源は従来の3分の1に激減してしまいます。限られた予算のなかで住民サービスが大幅に悪化することは明らかでしょう。これらの点からみても「サービス拡充」は現実的に不可能だといわざるを得ません。

周辺自治体に影響、飛び火の危険

大阪市廃止・特別区設置となれば、大阪市だけでなく周辺自治体の経済や財政状況にマイナスの影響が危惧されます。周辺自治体が特別区へ編入させられる危険も孕んでいます。

大阪市は周辺自治体にとって強力な「母都市」として機能しています。母都市とは周辺地域から昼間に多くの人口が流入する自治体のことで、大阪市は昼夜の人口比率が大都市のなかでは最も大きく、東京都区部を上回るほどです。その大半は就業者です。

昼間に大阪市外から流入する就業者の約6割は堺市や吹田市、東大阪市、豊中市など周辺自治体に住んでいます。大阪市で稼いで、住民税や固定資産税を居住する自治体に納めています。特別区（元大阪市）の経済活動が落ち込めば、周辺の地域経済や自治体財政にも影響を及ぼします。

特別区設置は大阪市だけに止まりません。大阪市廃止が決まれば、隣接する自治体では住民投票を行わずに市議会の承認だけで、特別区に移行できることが法律に盛り込まれているからです。特別区設置は、大阪市民だけの問題ではありません。

（おわり）

春夏秋冬

「大阪市廃止」住民投票
暮らし守る「反対」の一票を

大阪市を廃止し、4つの特別区を設置する「大阪都構想」を許すのか、大阪市を残すのか―。大阪市民270万の暮らしがかかった「住民投票」が11月1日に迫る。

「賛成」票が「反対」票を1票でも上回れば、2025年1月1日から「大阪市」が廃止され、一般市町村より権限の小さい「特別区」に成り下がる。医療や福祉をはじめ、いのちと暮らしを守る住民サービスを維持するために、2015年に続いて再び「反対」の審判を下さなければない。

大阪市を守ることは、住民サービスの維持に直結する問題だ。大阪市が廃止されれば、大阪市の税収と権限は大阪府に取り上げられ、権限や財源を活かした住民サービスや街づくりは困難になる。

住民投票告示日を前後して、維新と公明は「都構想で住民サービスは拡充します」と言い出し、「反対派の『住民サービスは低下する』のデマに騙されるな」と、市民の不安を誤魔化そうと必死だ。「都構想」の協定書では住民サービスについて、「特別区の設置の際」には「その内容や水準を維持」するとしているが、設置後は、『維持するよう努める』という努力義務で、「拡充」の根拠はどこにもない。会員からはサービス低下を心配する声が多数寄せられ、大阪市の歯科行政に携わってきた先生は、現在の口腔衛生の取り組みが存続できるかどうか心配する。

そもそも特別区の財源は府に吸い上げられ、サービスが維持できるかどうかは府からの交付金次第だ。その上、特別区の設置・運営には15年間で1300億円も費用がかかり、「拡充」どころか従来のサービス維持に支障をきたす恐れさえある。

15年の住民投票は、「反対」が「賛成」をわずかに0・3ポイント上回った。直近の世論調査でも賛否は僅差だ。大阪市を守るために、大阪市廃止に「反対」の声を広げ切りたい。

19・20年度　第18回　理事会報告　2020年10月10日

【前回理事会以降の新型コロナ対策に関する協会活動】

- 国から支給の衛生用具が届いていない歯科医療機関への配布を支援
- 雇用調整助成金や医療従事者慰労金等の各種支援金申請相談に600件以上対応
- 新型コロナアンケートで歯科医療機関や患者への影響をマスコミ各社に情報提供
- 各地区行政区での独自支援策を要請。豊中市、高槻市、茨木市、摂津市、八尾市、河内長野市、和泉市、枚方市、寝屋川市、四條畷市、守口市、大東市、交野市などで実現
- 大阪府と新型コロナウイルス感染症対策で交渉。医療従事者の無料ＰＣＲ検査等を要望

【重点検討課題】

①新型コロナウイルスへの対応②大阪市廃止の「大阪都構想」に反対する活動③歯科診療報酬改善の対応、金パラで価格の改善④患者・利用者負担増反対署名――などに取り組む

大阪市西部地区・南部地区
コロナ禍の接遇を学ぶ

大阪市西部地区・南部地区は18日、接遇マナーインストラクターの吉田富貴子氏を講師に「医療接遇研修」を開き12人が参加した。

吉田氏は、接遇とは相手をもてなす、思いやる気持ちを持って対応することであると述べ、①身嗜み②挨拶③表情④言葉遣い⑤態度――の5つの原則について解説した。特に、第一印象の8割は身嗜みで決まるが、最近はマスクを着用しているためアイコンタクトが重要になるとして、明るい声と笑顔で大きく口を開いて話すと、目の動きにも連動し豊かな表情になると述べた。顔が見えない電話でも、良い表情でゆっくり丁寧に応対する。

その他、電話の受け方や応対時の所作などを実践し、吉田氏が適宜寸評を加えアドバイスした。

医院経営 転ばぬ先の法律相談

仕事中にミスをした歯科助手を叱責したら「パワハラ」だと言われました。どういう場合にパワハラに当たるのでしょうか？（40代・男性）

ミスの再発防止のために、仕事上叱責が必要な場面はありますよね。そうはいっても、「業務上必要かつ相当な範囲」を超えた指導はパワハラに当たりますので注意が必要です。

一般的には、指導目的があっても、暴力や人格否定の言動は許されないパワハラに当たりますし、必要以上に長時間の叱責や威圧的な叱責を繰り返すとパワハラに該当する危険性が高まります。

それ以外にも、労働者に対する仲間外れや無視といった対応をしたり、職場外での監視といった私的なことに過度に立ち入ることもパワハラに該当する危険が高まります。

イラスト・辻井タカヒロ

第9回　ミスの叱責に「パワハラ」と苦情　パワハラの基準はある？

普通の労働者が苦痛に感じる言動かどうか

今年の6月1日から、事業主は①パワハラ禁止の方針の明確化と労働者への周知・啓発、②相談体制の整備、③パワハラへの事後の迅速かつ適切な対応等の措置を講ずることが法律上義務付けられました（資本金又は出資の総額が5000万円以下かつ常時雇用する従業員が100人以下の事業主は、2022年4月までは努力義務）。

歯科医院でも、事業主自身がパワハラをしないことだけでなく、雇用する労働者が他の労働者にパワハラをしないための配慮もあわせて求められていますので、その点も注意が必要です。

（弁護士　楠晋一）

なお、パワハラに該当するかどうかは、従業員個人が苦痛に感じたかではなく、普通の労働者なら苦痛に感じるような言動かどうかに置き換えて判断します。